様式3の1　指名停止等の運用状況一覧表

（指名停止開始日 ： 令和8年5月1日～令和8年9月30日）

	業　　者　　名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由	備考
1	スバル興業（株）	東京都千代田	令和8年5月26日	～	令和8年10月25日	独占禁止法違反 （別表第2第2号(2)ウ） ※措置要領第4条第6項適用	当該業者は、日本ハイウエイ・サービス（株）は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことについて、令和8年4月22日に公正取引委員会から違反の認定を受けたため。	工事
2	日本ハイウエイ・サービス（株）	東京都千代田	令和8年5月26日	～	令和8年10月25日	独占禁止法違反 （別表第2第2号(2)ウ） ※措置要領第4条第6項適用		工事
3	株式会社中造園	奈良県葛城市	令和8年5月29日	～	令和8年8月28日	建設業法違反 （別表第2第5号）	当該業者は、経営業務管理責任者及び営業所技術者が他社へ出向し、他社工事の現場代理人として従事していたことにより、当該出向期間中これらの者が自社の職務に専ら従事していたとは認められず、建設業法第7条第1号及び第2号に違反したため。	工事
4	イオンディライト株式会社	東京都千代田	令和8年8月7日	～	令和8年9月6日	不正又は不誠実な行為 （別表第2第4号）	社員が法令で定める資格を有していないにもかかわらず玉掛けの業務を行っていたため、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたため。	工事
5	株式会社竹中土木	東京都江東区	令和8年8月7日	～	令和8年9月6日	不正又は不誠実な行為 （別表第2第4号）	西日本高速道路株式会社関西支社が発注した「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたため。	工事
6	協和テクノロジィズ	大阪市北区	令和8年8月27日	～	令和8年9月26日	不正又は不誠実な行為 （別表第2第4号）	無線設備等の点検の結果を偽って通知したことにより、近畿総合通信局から、令和8年5月19日付けで電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けたため。	工事
7	イオンディライト株式会社	東京都千代田	令和8年8月7日	～	令和8年9月6日	不正又は不誠実な行為 （別表第2第4号）	国土交通省関東地方整備局において、労働安全衛生法に違反する行為があったとして、イオンディライト株式会社に対し令和8年7月3日付けで指名停止措置がなされたことから物品又は役務の調達の契約の相手方として不適当であると認められるため。	物品
8	協和テクノロジィズ株式会社	大阪市北区	令和8年8月27日	～	令和8年9月26日	不正又は不誠実な行為 （別表第2第4号）	無線設備等の点検の結果を偽って通知したことにより、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けたため、物品又は役務の調達の契約の相手方として不適当であると認められるため。	物品